三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	786
（略）	（略）

第六～第八　（略）

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
するめいか大中型まき網漁業	986
（略）	（略）

第六～第八　（略）

○国土交通省告示第二百十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録したので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年一月七日
二　登録番号　（一）第〇三八号
三　登録講習機関の氏名又は名称　学校法人河原学園
四　住所　愛媛県松山市一番町一丁目一番地一
五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　愛媛県松山市三番町六丁目八番三号
六　法人である場合の代表者の氏名　河原　成紀

○防衛省告示第十六号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和二年防衛省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十三日

防衛大臣　小泉進次郎

第十六号の表中対象防衛関係施設の区域の項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

○中部地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十三日

中部地方整備局長　森本　輝

その関係図面は、令和八年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四日市市白須賀一丁目一九六八番三から同市羽津町一九六七番四まで	前	一六・七五～二一・四〇メートル	〇・〇一七キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一七・三九～二四・六九メートル	〇・〇一七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○四国地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字垣之内三九〇番一から同市伊座字池繁三五三番一まで	前	二七・七八～四五・七四メートル	〇・〇五一キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二二・〇五～三三・一〇メートル	〇・〇五一キロメートル	
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前	A　九・七四～七七・七二メートル B・C　九・七四～七七・七二メートル D・E・F　一四・〇〇～一三三・三七メートル G・H・I・J・K　一四・〇〇～一三三・三七メートル	A　八・六六一キロメートル B・C　八・六六一キロメートル D・E・F　九・二七二キロメートル G・H・I・J・K　九・二七二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所